

○玉名市学校給食費の徴収に関する条例施行規則

令和３年９月３０日

規則第２１号

(趣旨)

第１条 この規則は、玉名市学校給食費の徴収に関する条例（令和３年条例第２２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食費の額)

第２条 条例第３条第２項に規定する規則で定める学校給食費の額は、１食当たり、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 ３１０円

(2) 中学校 ３６２円

２ 保護者等が各年度において納付すべき学校給食費の額（以下「年間納付額」という。）は、前項に定める１食当たりの額に年間学校給食実施回数を乗じて得た額とする。

(令６規則２・令７規則１・一部改正)

(学校給食費の決定及び通知)

第３条 市長は、年間納付額を決定し、又は変更したときは、保護者等に学校給食費決定（変更）通知書（様式第１号）により通知するものとする。

(学校給食費の納付方法)

第４条 保護者等は、学校給食費を口座振替の方法により納付しなければならない。ただし、口座振替により難しい場合は、市長が指定する方法により行うものとする。

(学校給食費の納付期限)

第５条 条例第４条に規定する規則で定める日（以下「納付期限」という。）は、別表のとおりとする。ただし、当該納付期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日等でない日を納付期限とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、納付期限を変更することができる。

(学校給食費の納付額)

第6条 各納付期限における学校給食費の納付額は、次の各号に掲げる期別の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1期から第9期まで 小学校にあっては6,000円、中学校にあっては7,000円

(2) 第10期 年間納付額から、第1期から第9期までにおいて納付すべき学校給食費の額の合計額を減じて得た額

(令6規則2・令7規則1・一部改正)

(学校給食費の調整)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、年間納付額の算定に関し必要な調整を行うことができる。

(1) 学校給食の提供を受ける児童又は生徒（以下「児童等」という。）が病気、事故その他の理由により連続して5日以上の間学校給食の提供を受けることができなかったとき（保護者等が事前に玉名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出ている場合に限る。）。)

(2) 児童等が食物アレルギーその他の理由（前号に該当する場合を除く。）により学校給食の全部又は一部の提供を受けることができないとき（保護者等があらかじめ教育委員会に届け出ている場合に限る。）。)

(3) 児童等が年度の途中で市外転校したことにより学校給食の提供を受けることができなくなったとき。

(4) 感染症防止対策のための臨時休業、災害その他の理由により学校給食を提供することができなかったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(学校給食費の充当及び還付)

第8条 市長は、保護者等が納付した学校給食費に過納又は誤納があるときは、こ

れを当該保護者等に係る未納の学校給食費に充当することができるものとする。

この場合において、充当を行わないときは、当該保護者等に当該過納又は誤納に係る学校給食費を還付するものとする。

(督促)

第9条 市長は、保護者等が第5条第1項に規定する納付期限（臨時に学校給食の提供を受ける者にあつては、市長が別に定めた日）までに学校給食費を納付しないときは、納付期限の翌日から起算して20日以内に、当該保護者等に対して督促を行うものとする。

(学校給食費の減免)

第10条 条例第5条の規定による学校給食費の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 保護者等が地震、風水害、火災その他の災害により一時的に納付の資力を失った場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合

2 学校給食費の減免を受けようとする保護者等は、学校給食費減免申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、減免の可否を決定し、学校給食費減免決定（不承認）通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

4 学校給食費の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に該当する場合 全額

(2) 第1項第2号に該当する場合 市長が定める額

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則に規定する学校給食費の徴収に関し必要な行為については、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

（学校給食費の額の特例）

- 3 令和７年３月３１日までの間における条例第３条第１項第１号に規定する者に対する第２条第１項及び第６条の規定の適用については、第２条第１項第１号中「２８７円」とあるのは「２５２円」と、同項第２号中「３３４円」とあるのは「２９３円」と、第６条第１号中「５，６００円」とあるのは「５，０００円」と、「６，５００円」とあるのは「５，６００円」とする。

（令６規則２・追加、令７規則１・一部改正）

- 4 令和８年３月３１日までの間における条例第３条第１項第１号に規定する者に対する第２条第１項及び第６条の規定の適用については、第２条第１項第１号中「３１０円」とあるのは「２５２円」と、同項第２号中「３６２円」とあるのは「２９３円」と、第６条第１号中「６，０００円」とあるのは「５，０００円」と、「７，０００円」とあるのは「５，６００円」とする。

（令７規則１・追加）

附 則（令和６年２月２９日規則第２号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年２月２８日規則第１号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

期別	納付期限
第１期	６月末日
第２期	７月末日

第 3 期	8 月 末 日
第 4 期	9 月 末 日
第 5 期	1 0 月 末 日
第 6 期	1 1 月 末 日
第 7 期	1 2 月 2 5 日
第 8 期	1 月 末 日
第 9 期	2 月 末 日
第 1 0 期	3 月 末 日

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

玉名市長



学校給食費決定（変更）通知書

年度の学校給食費の年間納付額について、次のとおり決定（変更）しましたので、玉名市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第 3 条の規定により通知します。

1 期別ごとの納付額

期別	決定額（変更前）	変更額（変更後）	納付期限
第 1 期			年 月 日
第 2 期			年 月 日
第 3 期			年 月 日
第 4 期			年 月 日
第 5 期			年 月 日
第 6 期			年 月 日
第 7 期			年 月 日
第 8 期			年 月 日
第 9 期			年 月 日
第 1 0 期			年 月 日

※ 第 1 0 期については、 年 3 月上旬に改めて通知します。

2 納付方法

3 その他

様式第 2 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

玉名市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

学校給食費減免申請書

学校給食費の減免を受けたいので、玉名市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

対象となる 児童又は生徒	学校名	玉名市立	学校	学年	年
	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生			
申請理由	該当する理由の番号に○印を付けてください。 1 地震 2 風水害 3 火災 4 その他の災害（ ）				
減免期間	年 月 日から 年 月 日まで				
申請理由の 具体的な内容					

【注意事項】

- 1 減免の対象となる児童又は生徒 1 人につき 1 枚ずつ記入してください。
- 2 り災証明書等それを証明する書類を添付してください。
- 3 申請理由が 4 に該当する場合は、その詳細を申請理由の具体的な内容欄に記載してください。

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

玉名市長 印

学校給食費減免決定（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった学校給食費の減免については、玉名市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第 1 0 条第 3 項の規定により次のとおり決定したので、同項の規定により通知します。

決定内容					
対象となる 児童又は生徒	学校名	玉名市立	学校	学年	年
	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生			
減免期間	年 月 日から 年 月 日まで				
不承認の理由					

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 1 0 条関係）

様式第 3 号（第 1 0 条関係）